

入院したときの食事代について

入院したときは下記の所得区分（適用区分）に応じた食事代を自己負担します。減額認定証をお持ちの方は医療機関に提示してください。また、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去１年間で入院日数が９０日を超えた方は申請をすることによって食事代が減額されます。

やむを得ず減額が適用されなかった場合でも、申請によって差額の支給を受けることができますので、詳しくは町民課⑤窓口にご連絡ください。

（令和６年６月１日から【 】内の金額に変更）

所得区分（適用区分）		１食あたりの食事代 （自己負担額）
現役並み所得者・一般		４６０円【４９０円】
低所得Ⅱ	９０日までの入院	２１０円【２３０円】
	過去１年間（低所得Ⅱの減額認定を受けている期間に限る）で ９０日を超える入院で申請した方	１６０円【１８０円】
低所得Ⅰ		１００円【１１０円】

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を２００円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（７月・１月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

主治医や薬剤師に相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

交通事故などにあったとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので町民課⑤窓口にご相談ください。

後期高齢者医療に関するお問い合わせ先

藤里町町民課 健康推進係 後期高齢者医療担当 （☎79-2113）

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 （☎018-853-7155）